

監 委 第 5 9 7 号
令和 8 年 8 月 4 日

堺市長 永 藤 英 機 様

堺市監査委員	札 場 泰 司
同	大 林 健 二
同	原 繭 子
同	澤 由 美

令和7年度堺市内部統制評価報告書
の 審 査 意 見 の 提 出 に つ い て

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和7年度堺市内部統制評価報告書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度堺市内部統制評価報告書の審査意見

第 1 審査の対象

令和 7 年度堺市内部統制評価報告書

第 2 審査の期間

令和 8 年 7 月 14 日から令和 8 年 8 月 4 日まで

第 3 審査の方法

審査に付された内部統制評価報告書における評価手続及び評価結果に係る記載が相当であるかについて、関係書類との照合、関係職員から説明の聴取を行うなどの方法により審査を実施した。

第 4 審査の結果

内部統制評価報告書について審査手続を実施した結果、評価手続及び評価結果に係る内部統制評価報告書の記載は相当であると認められた。

第 5 付 記 事 項

令和 2 年度に内部統制制度の運用が始まり、「堺市内部統制に関する方針」のもと全庁的な推進体制が整備され、各局区では日常業務におけるリスク管理や自己点検の取組が推進されてきた。

また、令和 7 年 4 月 1 日付けで同制度の対象事務が「財務に関する事務」及び「情報管理に関する事務」から、「市長の権限に属する全ての事務」に見直され、より広範囲にわたる事務のリスク管理や改善、評価の仕組が整えられたところである。

しかしながら、これまでの間、業務レベルの運用上の不備については、毎年度一定件数発生し、大きく減少することなく推移している（令和 2 年度:185 件、3 年度:172 件、4 年度:205 件、5 年度:166 件、6 年度:181 件、7 年度:170 件）。

また、この間、監査委員が実施する定期監査では、現金管理や契約事務等に関し、過去から繰り返し指摘されている同様の不備や、漫然とした前例踏襲等により、数年度にわたって是正されずに継続している不備等が、毎回のように見受けられている。

こうした状況に鑑みると、内部統制の大前提である自己点検が有効に機能しているとは言い難く、職員の関係法令や事務処理ルール・マニュアルに対する理解を一層深めることはもとより、業務上のリスクを適切に管理し、事務処理誤りを発生させないという基本的な意識（リスク管理意識）を向上させていく必要がある。

内部統制推進部局では、これまでの取組において各局区の不備件数が大きく減少していない要因について、職員が繰り返し発生している不備を自分事として捉えられていないことや、課内の業務にどのようなリスクがあるかを十分に意識できていないこと等を挙げ、その対応として主に以下の2点の取組を行っている。

1点目として、事務処理誤りの未然防止や再発防止等に関する取組方法をまとめたマニュアルを策定し、適正な事務執行の確保に取り組む意識の醸成等を目的として、毎年度、全職員を対象に研修を実施している。

2点目として、各局区長が業務の特性や不備の発生状況等を踏まえて重点的に点検するリスクを選定し、当該リスクを踏まえて、不備を発生させないための取組を局区単位で企画立案の上、推進することとしている。

同部局においては、以下に示す観点を踏まえ、上記の取組のより効果的な推進に努められたい。

まず、職員研修について、個別の事務や各職階の役割等に応じた実践的な内容を取り入れるなど充実を図った上で、受講者の理解度の確認や不備の発生状況の分析等により効果を検証しながら今後とも継続していくこと。

次に、各局区の取組に対しては、同部局が適宜その進捗状況を確認し、助言や情報提供を行うなど、適正な事務執行や業務改善を積極的に支援し、取組の実効性を確保すること。

内部統制制度の運用においては、実効性のある自己点検を定着させていくことが重要である。各局区の主体的な業務改善や個々の職員のリスク管理意識の向上を促進するとともに、内部統制推進部局による支援及び進行管理を強化し、適正な事務執行の確保に向けて全庁一丸となって取り組まれたい。